

海外展開促進事業業務委託
仕様書

1 業務名

海外展開促進事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、宮崎市内の食品関連事業者等が、地理的・文化的に近く経済交流も活発な台湾市場を対象としたテストマーケティング等を実施し、本格的な海外展開の足掛かりを築くことを目的とする。

具体的には、台湾市場に関するセミナー開催、現地バイヤー招請、越境ECモールへの出品支援等を通じて、事業者が台湾市場の特性や消費者の反応を把握できるよう支援し、商品改良やマーケティング戦略の改善、更には海外での販売チャネルの創出を促しながら、海外市場における競争力を強化し、宮崎市産品の認知度向上と販路拡大を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託料（予算額）

9,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

なお、委託料の支払いは精算払いとする。ただし、本業務の遂行上必要があると認められる場合は、受託者は概算払を請求することができる。

5 委託業務内容

(1) セミナー等実施業務

台湾市場の基礎知識や現在のトレンド、現地商習慣や台湾への貿易の基礎等、事業者の海外への意識醸成や、新たに海外展開に取り組む事業者の掘り起こしに繋がるセミナーを実施する。また併せて、本業務委託で実施する取組（(2)～(4)）のそれぞれの説明を行う。

ア 対象

市産品*を扱う市内事業者とする。

※市産品の定義

- (1) 農林水産物については、宮崎市内で生産、収穫されたものであること。
- (2) 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、以下のいずれかに該当するもの
- ①市内の素材を利用し、市内で製造・加工し、販売しているもの
 - ②市内の素材を利用し、市外で製造・加工し、市内素材を利用していることを明示して、主に市内で販売しているもの
 - ③市外の素材を利用し、市内で製造・加工し、販売しているもの
- (3) その他、本市の認知度・好感度及びブランド力向上等に寄与すると判断されるものについては、市産品として扱うことができるものとする。

イ 募集数

セミナー参加事業者数は、概ね10社以上とする。

ウ セミナー等の開催概要

- ①回数：1回
- ②時間：委託者と協議の上、受託者が指定する。
- ③会場：委託者が準備する会議室
- ④内容（案）：
 - ・台湾市場や現在のトレンド、貿易の基礎等のセミナー
 - ・本業務委託で予定している取組の説明
 - ・その他参加事業者の海外販路開拓等に資するワークショップなど

エ その他

- ①セミナー等の内容等に関しては事前に委託者と打合せを行い、実施すること。
- ②実施形式は対面形式を原則とする。
- ③セミナー募集については、受注者にて募集案内を作成し、チラシ及び本市ウェブサイト等にて実施すること。また、受付等に係る事務局業務を担うこと。

(2) 現地バイヤー等招請

参加事業者の販路拡大に繋がる可能性の高いバイヤー等を本市に招請し、商談会等を実施する。

ア バイヤー等の選定

小売、飲食、卸売、輸入代理、EC等の分野で商談の成約が高く見込まれ、継続的な台湾での販路開拓・拡大に繋がるバイヤー等を5社（者）程度を選定すること。

イ 行程の作成

参加事業者との商談会及び産地訪問を盛り込んだツアーとして、原則市内2泊以上滞在する行程を作成し、委託者と協議のうえ決定すること。また、全行程を通したバイヤー等へのアテンドも受託者において行うこと。

（行程例）

- 1日目 宮崎入り・産地訪問（宮崎市泊）
- 2日目 商談会（宮崎市泊）
- 3日目 商談会（又は産地訪問） 宮崎出

ウ 参加事業者の募集

参加事業者は、10社程度を想定しており、受注者にて募集案内チラシ、申込書、応募要項、商談会シート（FCPシート）等の書類作成を行い、本市ウェブサイト等にて募集を実施すること。また、募集及

び参加事業者選定に係る事務局業務を担うこと。

なお、応募が想定に参加事業者数を上回る場合、委託者と協議の上、参加事業者を決定する。その際、選考基準を設定のうえ、点数制の評価を行う等、公正な選考を行うこと。

エ 商談会等の開催・運営

商談会の会場手配、マッチングの運営を行うこと。また、通訳手配など必要に応じて手配すること。

なお、商談会は商談会場にて対面形式で実施することとし、産地訪問については、市製品の紹介だけでなく、生産方法などのストーリーを見てもらい、市製品の魅力の発見や理解促進を通じて、販売促進に繋がるような訪問先とすること。

オ 商談に係る指導

商談会実施後、商談結果を参加事業者へ通知すること。その際、商品の改善点など、バイヤー等からの評価を通知し、海外展開支援を行うこと。また、商談後のフォローや問い合わせについては、成約に向け参加事業者を支援すること。

(3) 越境EC参入支援

受託者によるフォローアップのもと、台湾の越境ECへの参入支援を行う。

ア 事前説明会の実施

台湾への越境EC参入を希望する企業に対して、基礎知識や注意点、事業概要等に係る事前説明会を実施する。対面、オンライン、ハイブリッド等形式は問わない。

イ 参加事業者の募集及び選定

参加事業者数は、5～10社程度を想定しており、受注者にて募集案内チラシのほか、申込書、応募要項等を作成し、本市ウェブサイト等にて募集を実施すること。また、募集及び参加事業者選定に係る事務局業務を担うこと。

なお、応募が想定に参加事業者数を上回る場合、委託者と協議の上、参加事業者を決定する。その際、選考基準を設定のうえ、点数制の評価を行う等、公正な選考を行うこと。

ウ 個別定期面談の実施

参加事業者に対して個別面談を定期的に行い、事業計画の策定、進捗管理のほか、越境EC参入に必要な基礎情報の提供など支援を行うこと。

エ 越境EC販売の伴走支援

- ① 参加事業者の販売希望商品の特徴や魅力を十分に把握したうえで、参加事業者それぞれが個別に行う台湾向けECモール等へ出品、配送までの開店に向けた伴走支援（翻訳対応、輸出に関する専門的なアドバイス含む）を行うこと。なお、出品費用、売上手数料や配送料等は参加事業者の負担とする。

- ② ECモール内又は外に参加事業者の商品ページのリンクをとりまとめた特設ページを作成すること。
また、特設ページについては、受託者が適宜更新を行う。掲載コンテンツについては、写真・商品名・値段・受注可能数等、商品購入にあたり必要な情報を網羅すること。
- ③参加事業者のサポートデスクとして、常時対応できる連絡先（Eメール等）を用意し、担当者を配置すること。

オ 台湾でのプロモーションの実施

出品商品について、マスメディア又は SNS 等を活用するほか、リアル店舗等でのプロモーションを実施する等、効果的な販売促進を展開すること。

カ 受託者による助言等の実施

出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、助言や言語面等必要なサポートを随時行うこと。

(4) 現地イベント・プロモーションの取組（独自提案）

本市製品の知名度向上や販路開拓につながる現地での独自の取組を1つ以上、企画・提案すること。
なお、委託者が例示する取組（案）は下記のとおりであるが、必ずしもこの内容とする必要はない。

ア 実施項目（案）

- ①参加事業者数 10社程度
- ②事前説明会、募集案内及び参加事業者選定の実施
- ③輸出に関する手続き等
- ④現地でのイベント・プロモーションの調整・実施

イ 費用負担の考え方

受託者負担：イベント会場費、設営費、広報費、通訳費、試食やふるまい等の商品サンプル経費等
参加事業者負担：イベント参加費、現地までの渡航費、宿泊費、現地での交通費

(5) 事業の効果分析及び報告

事業実施後、各業務の実施内容についてそれぞれ分析し、委託者の次年度以降の取組の参考となる内容（台湾市場の可能性、参加事業者の商品に関する総評、各取組に関する課題やその改善策及び今後の事業展開に繋がるような建設的な提案等）をまとめた業務報告書を提出すること。その際、本委託の成果が可視化できるように、参加事業者の成約件数、成約額や売上高等、定量的なデータを盛り込むこと。

6 事業実施スケジュール（予定）

以下のとおりとする。なお、詳細な日程は委託者と協議の上、決定する。

6月初旬 受託者決定

6月下旬 (1) セミナー等実施

7月～2月 (2)～(4)の応募受付・参加事業者選定・各取組の実施等

7 特記事項

(1) 完了報告書の提出

受託者は、委託者が指定する書式を用いて定める業務完了報告書を作成し、書面及び電子媒体にて、業務完了後速やかに委託者に報告すること。

(2) 疑義等

業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者と密に連携し進めるものとする。

なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

(3) 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 事業実施に係る必要経費

本業務の実施にあたり、特別に記載のある費用を除き、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。

(5) その他留意事項

ア 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。

イ 本業務の実施に基づくデータ及び成果品等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に、委託者が利用できるものとする。

エ 本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。

オ 本業務の実施に際し、重大な瑕疵があった場合には、原因者において必要な措置を講じること。

カ 受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議を行うこと。

キ 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

ク 本業務において商材等に関するトラブルがあった際は、参加事業者及び受託者が責任を持って対処すること。

8 問合せ先

宮崎市 総合政策部 国際政策課 国際政策係 (担当：飛岡)

所在： 〒880-0031 宮崎市船塚1丁目58番地 (宮崎公立大学 交流センター内)

TEL： (0985)23-8555 FAX： (0985)42-2008

E-mail： 01kikaku-in@city.miyazaki.miyazaki.jp